

北海道胆振東部地震に伴う企業年金の掛金納付特例について

このたびの地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、2018年10月17日付の厚生労働省告示により、北海道胆振東部地震に伴う、確定拠出年金(DC)掛金の納付の特例(※1)、及び厚生年金基金の掛金納付等の期限の延長(※2)が定められました。

- ※1 ○厚生労働省告示第363号「北海道の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例」
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180209&Mode=2>
- ※2 ○厚生労働省告示第362号「北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180208&Mode=2>

(注) 確定給付企業年金(DB)については、掛金納付期限延長等に関する通知等は発出されておりませんが、各企業・基金様にて納付期限の延長等を実施することを検討されている場合についてはその旨厚生局にご相談ください。

(注) 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(特定非常災害特別措置法)の適用による、法令に定められる公告・届出等の期限の猶予(罰金等の刑事・行政上の免責)について、北海道胆振東部地震への適用は「現時点では考えていない」(厚生労働省回答)とされています。

当年金NEWSでは、これらの措置についてご案内いたします。

【内容】

- I. 確定拠出年金の掛金納付特例について
- II. 厚生年金基金の掛金納付等の期限の延長について

* 本資料では、「確定拠出年金」を「DC」、「確定給付企業年金」を「DB」と表記します。

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間: 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、12/31～1/3を除く。)]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp

本資料は、作成時点における信頼できる情報にもとづいて作成されたものですが、その情報の確実性を保証するものではありません。本資料に含まれる会計・税務・法律等の取扱いについては、公認会計士・税理士・弁護士等にご確認のうえ、貴団体自らご判断ください。

ホームページアドレス <http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/report.htm>

◇2018.10.22 日本生命保険相互会社 団体年金コンサルティングG 発行(日本-年基-201810-170-0455-D)

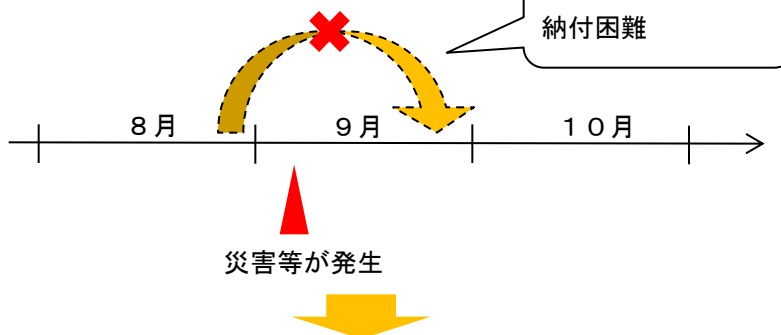
I. 確定拠出年金の掛金納付特例について

○厚生労働省が地域・延長後の納付期限を指定したうえで、指定された地域全体について、当該特例取扱いが企業型年金規約に規定されている場合、事業主掛金・企業型年金加入者掛金（いわゆる「マッチング拠出」）の納付期限が延長される仕組みです。

特例適用前

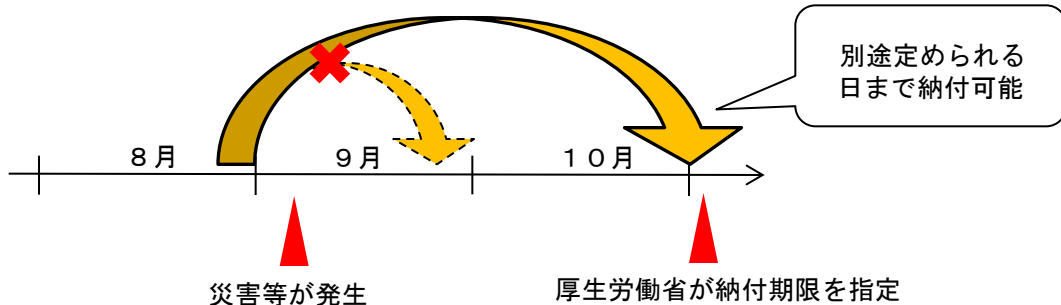
<図はイメージ>

○掛金を、翌月末日までに納付（追納不可）。



特例適用後

○災害等により、翌月末日での納付が困難な掛金については、厚生労働省が定める日までに納付可能とする。



○北海道胆振東部地震で被災された地域の企業型DC実施事業所の事業主等に、この掛金納付特例が適用されました。延長後の納付期限は未定で、別途災害の復旧状況等を踏まえ定められます。

対象となる地域	○以下の地域に所在地を有する実施事業所の事業主	
	○以下の地域に住所を有する企業型年金加入者（以下の住所に所在地を有する実施事業所の事業主を介して企業型年金加入者掛金を納付する、企業型年金加入者含む）	
	北海道	勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町

対象となる掛金	○2018年9月6日から厚生労働省が別に定める日の前日までに納付するものとされる掛金
---------	--

延長後の納付期限	○厚生労働省が別途災害の復旧状況等を踏まえ定める（現時点では未定）
----------	-----------------------------------

○なお、当該特例による掛金の納付期限日の延長については、その取扱いが企業型年金規約に規定されている必要がありますが、納付期限日の延長に係る規定が定められていない場合で、今般の特例を適用する必要がある場合、個別に厚生局に相談することとされています（※）

※厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長事務連絡「平成30年北海道胆振東部地震に係る企業型年金における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例について」（2018年10月17日）

II. 厚生年金基金の掛金納付等の期限の延長について

○厚生労働省が地域・延長後の納付期限を指定したうえで、指定された地域に所在する事業所等については、健康保険料その他の社会保険料の納付などの期限を延長するものです。

○北海道胆振東部地震で被災された地域に主たる事務所の所在地を有する存続厚生年金基金の掛金の納付または徴収等に対して、期限が延長されました。延長後の納付期限は未定で、別途災害の復旧状況等を踏まえ定められます。

対象となる地域	○以下の地域に主たる事務所の所在地を有する存続厚生年金基金	
	北海道	前ページ（確定拠出年金の掛金納付特例の対象地域）に同じ

対象となる掛金	○2018年9月6日以降に期限が到来する、存続厚生年金基金の掛金その他の徴収金等
---------	--

延長後の納付期限	○厚生労働省が別途災害の復旧状況等を踏まえ定める（現時点では未定）
----------	-----------------------------------